

平成 29 年度  
包括外部監査の結果に関する報告書  
及びこれに添えて提出する意見  
【概要版】

生涯学習、文化芸術及びスポーツ振興の施策  
に関する事務の執行及び管理運営について

いわき市包括外部監査人  
公認会計士 高久 健一

# I 包括外部監査の概要

## 1 包括外部監査の種類

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号。以下、「法」という。）第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

## 2 選定した特定の事件

生涯学習、文化芸術及びスポーツ振興の施策に関する事務の執行及び管理運営について

## 3 外部監査の対象期間

原則として平成 28 年度の執行分

（必要に応じて他の年度も対象とする。）

## 4 外部監査の実施期間

平成 29 年 8 月 29 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

## 5 特定の事件を選定した理由について

現在、わが国においては、グローバル化や様々な分野での技術革新、人口減少と少子高齢化の急速な進行等社会環境が大きく変化する中で、地域の活力の低下、人と人のつながりの希薄化が懸念されており、いわき市も例外ではない。そして、市は昨年、未曾有の東日本大震災から 6 年が経過、復興・創生期に入り、市制施行 50 周年の節目も迎え、今後を見据えた新たなまちづくりに着手する時期に差し掛かっている。

市は平成 12 年 12 月に「新・市総合計画 ふるさと・いわき 21 プラン」を制定、状況に合わせ随時改定してきたが、それと整合する形で平成 28 年 2 月に「いわき市教育大綱—教育先進都市“いわき”の実現に向けて—」を制定した。大綱においては、「地域が人を育み、人が地域をつくる」という認識に基づき、「学校・家庭・地域の他各種組織が連携し、知・徳・体のバランスのとれた子供たちを育む」こと、また「子どもから大人まで、市民一人ひとりが、それぞれのライフステージの中でふるさとに誇りと愛着を持てるような学びの機会を設ける」ことの 2 点を通して、世代を超えて地域全体で人を育てともに支え合い、ひいては誇れるまちづくりにつなげることを基本理念とする。

そして、前者では「個性を生かした学校教育の推進、確かな人間力を育む幼児教育の充実」、後者では「生涯を通じた学習活動の推進、生涯にわたるスポーツライフの実現、地域に根差した市民文化の継承と創造」が施策体系として掲げられ、市民にとっても関心が高いものと考えられるが、一方で特に後者に関しては、市の厳しい財政状況をも勘案して施策を行っていく必要もある。

以上のような背景に基づき、今回は、生涯学習、文化芸術及びスポーツ振興の施策に関して、法令等に対する合規性、及びその経済性・効率性・有効性の観点から検討を行うことは有用であると判断し、特定の事件として選定した。

## 6 包括外部監査の方法

### (1) 監査の要点

- ① 生涯学習、文化芸術及びスポーツ振興の施策に関する歳入・歳出が関係法令、規則及び諸規程に準拠して適切に処理されているか。
- ② 生涯学習、文化芸術及びスポーツ振興の施策に関する財産の管理運営が関係法令、規則及び

諸規程に準拠して適切に実施されているか。

- ③ 生涯学習、文化芸術及びスポーツ振興の施策は、特に現状の財務状況等の観点から経済的・効率的に実施されているか。
- ④ 生涯学習、文化芸術及びスポーツ振興の施策は、事後評価、改善活動が適切に行われていることにより有効的に実施されているか。

## (2) 監査手続

- ① 入手資料等による事業の概況把握及び財務情報等の分析
- ② 関連法令、条例、要綱、契約書、決裁書類、予算書、実績報告書、申請書、交付書、モニタリング資料等の閲覧
- ③ 担当課、担当者、関連団体等への質問、意見聴取等
- ④ 必要と認めた関連施設への往査
- ⑤ その他必要と認めた監査手続

## 7 監査対象機関

教育委員会事務局が所管する生涯学習課及びいわき総合図書館、市長部局の文化スポーツ室が所管する文化振興課、市立美術館、いわき芸術文化交流館（アリオス）及びスポーツ振興課、及び左記をはじめとする生涯学習、文化芸術及びスポーツ振興の施策に関する事務の執行及び管理運営を所管する部局並びに事務を執行する財政援助団体

## 8 外部監査の補助者

公認会計士	富	樫	健	一
公認会計士	高	嶋	清	彦
公認会計士	満	山	幸	成
公認会計士	渡	部	和	俊
公認会計士	齋	藤	紀	朗
公認会計士	尾	崎	公	律
公認会計士	小	野	雄	高
公認会計士	中	鉢	政	彦

## 9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## II 包括外部監査の監査結果

監査の結果及び意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内 容	件数
指摘事項	現在の法令等に照らして違反又は不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘事項】と表記する。	17
意見	「指摘事項」には該当しないが、監査人が、改善を要すると判断した事項又は検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。	34

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ、現状の多様性から必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果及び意見については、特段の断りがない場合は、平成30年2月末現在の判断に基づき記載している。

### 生涯学習、文化芸術及びスポーツ振興の施策に関する事務の執行及び管理運営の概要 いわき市における生涯学習、文化芸術及びスポーツ振興の施策に関する状況

#### 1 「いわき市教育大綱」の個別計画について【意見】

「V地域に根ざした市民文化の継承と創造」に関しては個別計画が策定されていない状況である。計画の策定とその実行により、市民の「ふるさといわき」に対する思いや誇りに繋がることを期待できることを考えれば、作成することが必要と考える。

#### 2 外部有識者による事業評価について【意見】

市では、現在、「基本計画及び実施計画」、ひいては「いわき市教育大綱」の実現を目指して、事業を展開しているが、各事業は、毎年度ローリング方式にて行っている。その際、各主管部署が独自に調査・評価した調書を総合政策部に提出するが、提出前に外部有識者の視点が入れば、より一層各事業の評価と次年度以降の事業実施へ向けてのローリングの正確性、また計画達成に対する精度も高まっていくものと考えられる。その点、今回対象とした各課・各部署での外部有識者が行う個別事業評価は利用できるものとするが、以下の点につき検討することが望ましい。

① 生涯学習推進本部会議は、「第5期いわき市生涯学習推進計画」の各事業を評価するが、必ずしも「基本計画及び実施計画」の各事業を全て取り込んでいない。また、教育委員会の事務の点検・評価に関しては、毎年各事業全てが行われるわけではなく、また、平成28年4月より市長部局に権限が移管された部分に関しては対象外となっている。したがって、該当する事業に関しては、何らかの外部有識者による事業評価を取り入れることが望ましい。

② 文化振興課、アリオス及びスポーツ振興課の事業の一部に関しては、「第5期いわき市生涯学習推進計画」に取り込まれているが、「事業計画及び実施計画」での事業を網羅的に検討評価する場の設定が望まれる。

③ 現在の事業評価は主として定性的評価の傾向が強いが、今後は定量的な成果指標の達成状況も踏まえての検討評価が望まれる。

## 各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について 第1 生涯学習課

### 3 設計金額の算定について【意見】

内郷公民館冷暖房（空調）給排水管理業務委託他 2 業務委託について、設計金額が人件費及び固定費の合計費用の積算額に過去 3 回の平均落札率を乗じて算定されていた。これでは積算金額の一部を控除して算定されることになり、適正価格での発注を阻害することになり、今後の設計に当たっては留意が必要である。なお、平成 29 年 2 月 15 日に財政部長より、上記の算定は不適切なものであるという通知を受け、平成 29 年度からの設計にあたってはその通知に基づき運用されている。

### 4 公民館機械警備業務委託の入札額について【意見】

指名競争入札により、実績のある 6 者が入札に参加したが、各入札者の入札額の乖離が著しい。入札額は入札者の自由ではあるが、今回の場合、業務の性質から見てもそれほど差がつかないようにも思われ、このようなケースが散見されると、外部から見た場合、適切な入札行為・入札手続き等に疑義を抱かれる可能性もあり、入札者に事情を問い合わせる等して状況を把握しておくことが望まれる。

### 5 起案書の記載不備について【指摘事項】

常磐公民館耐震補強工事他 1 工事に関し、起案書の決裁状況を確認した結果、起案書に決裁日等の記載が漏れており、いわき市文書等管理規程に違反しているものが散見された。決裁に基づき、確実に執行されていることを明らかにするためにも当該日付の記載を徹底する必要がある。

### 6 常磐公民館耐震補強工事における随意契約確認表について【指摘事項】

随意契約の内容について、担当課 2 名による確認が実施されている。随意契約確認表にはその理由が記載されており、工期短縮期間を明記しているが、標準工期 431 日間のところ、随意契約時の所要工期は 421 日と算定されており 10 日短縮と記載すべきところ、約 20 日間短縮と記載を誤っており、チェックの徹底が必要である。

### 7 生涯学習プラザの再委託について【意見】

生涯学習プラザの主要事業の一つに、IT に関連した学習支援事業がある。生涯学習プラザは、いわき市教育文化事業団が指定管理者となり業務を行っているが、IT に関連した学習支援業務は再委託している。基本協定書第 15 条第 1 項「再委託の禁止」の規定に基づき、再委託可能な業務は仕様書で定められているが当該業務の記載はない。但し、それ以外であっても「但し予め甲の承諾を得たときはこの限りではない。」として再委託の余地が残されており、協定締結段階で当該業務の再委託に関して協議されていると考えられるが、その経過を記した文書がない。当該事項は例外事項でありその経緯を文書で残すことが望ましいと考える。

### 8 指定管理者施設管理状況評価票における収支状況について【指摘事項】

ホームページで公表されている指定管理者の施設管理状況評価票において、その中の「4. 使用料・利用料・経費の推移（決算額）」の収支と、先方が作成している決算実績値との間で差異が生じている。収支は、当年度の業績評価や次年度の予算設定において重要であり、いわき市教育文化事業団に適切な報告を行わせるとともに、市側も適切な数値は何かを十分確認し公表を行う必要がある。

## 9 生涯学習プラザ管理運営費（ティーワンビル共益費）の支払期日について【意見】

ティーワンビル共益費の支払期日について、ティーワンビル管理規約では「当月分は前月の末日までに一括して徴収する。」こととされている（第70条第1項）が、実際には当月初めに支払われている。これは、ティーワンビルの区分所有者が多いため、管理組合の事務都合から請求書の発行が当月にずれ込み、区分所有者の一人である市もそれに基づき支払っているためとのことであるが、市の対応としては、現在管理規約違反となっている状況を是正するよう、ティーワンビル管理組合に働きかけを行うことが望まれる。

## 10 公民館運営審議会の開催について【指摘事項】

いわき市公民館条例第10条（公民館運営審議会）において、運営審議会の委員の資格や定数が定められている。運営審議会開催報告書をレビューした結果、四倉地区について委員は8名とされているところ、平成28年度開催された第2回運営審議会においては4名のみ出席であり、定足数を満たしていない。規則違反であり、開催日の当日の変更も含めて対処すべきであった。今後十分留意する必要がある。

### 1.1 公民館運営審議会開催報告書の記載事項について【意見】

運営審議会開催後、審議の議事を記した運営審議会開催報告書が作成されるが、レビューした結果、以下の議事録作成の基本的事項につき不十分であり、今後改善が望まれる。

- ① 運営審議会開催報告書での出席者氏名等の記載
- ② 閉会時間の記載
- ③ 協議・報告事項の明確化

### 1.2 生涯学習課での公民館運営審議会開催報告書の検印について【意見】

運営審議会開催報告書は、生涯学習課に提出・回覧され関係者が検印をしている。2地区のものに関しては、課長・係長等最低限の承認者の検印しかなく全員に回覧されなかったものと思われる。今後は、情報共有の意味で常に関係者全員に回覧されることが望まれる。

### 1.3 事業計画と公民館運営審議会での審議内容について【意見】

公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ各種の事業の企画実施につき調査審議を行うものとされるが、その過程で当然公民館の年間を通した全体の事業活動評価を行うものとする。運営審議会開催報告書及び添付資料を確認する中で、以下の事項の中で検討すべき点が見られ、生涯学習課での各運営審議会のモニタリング、公民館館長・職員や審議会委員等の公民館活動に対する意識等、さらなる向上が望まれる。

#### ① 事業計画について

公民館における事業計画とは、各公民館が主催する市民講座計画だけでなく、生涯学習課の施策を反映した事業も含んだ年度全体計画としてまとめたものとする。そうならない公民館も散見された。また、フォームや記載内容の不統一なところも散見され統一が望まれる。

#### ② 公民館運営審議会での年間事業報告に関する審議について

年間事業報告書の作成は任意であるが作成され、運営協議会で報告審議されているところもある。作成していない公民館があれば作成し運営審議会でも審議されることが望まれる。

#### ③ 土曜学習推進事業及びいわき防災サマーキャンプ事業についての審議について

両事業は、市民講座ではないが生涯学習課の平成 28 年度の施策にも取り上げられているものであるが、運営審議会開催報告書を見た限りでは取り上げられていない運営審議会が存在していた。

#### 1 4 受講者が多い事業の把握について【意見】

各公民館の毎月の事業の実施状況は、月次事業実施報告書で対象区分毎（青少年・家庭教育等）に日時・内容・会場・講師等・男女別参加人数として記載され、それを対象毎に集計、月次の集計結果が年度集計表としてまとめられ、中央公民館・生涯学習課に提出され、各公民館の対象区分毎の事業の傾向は把握できる。しかし、各公民館の個別事業を全体の公民館で横申し集計したデータは作成されていないので、全体としてどのような事業に対して受講者数が多いのかがわからない状況である。ある地区の事業において他地区からの受講者がいることも多く、横申ししたデータを作成し全公民館で受講者が多い事業を把握し、それを連絡調整館や生涯学習プラザで開催できれば、全体として市民の公民館に対する利便性も増加できるものとする。

#### 1 5 中央公民館での投書箱設置について【意見】

中央公民館の往査時ヒアリングを行った結果、同公民館には投書箱がないとのことであった。他公民館では設置され利用者の声を吸い上げるようになっているが、中央公民館でも設置が望まれる。

### 各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について 第 2 総合図書館

#### 1 6 いわき総合図書等運営一部業務委託契約について【意見】

同業務委託は、公募型プロポーザル方式により、2 者が応募し内 1 者は辞退したため、最終的に 1 者のみが審査の対象となった。前回の応募者状況は 6 者で、これらが審査の対象となっていることを考えると、かなり形式的な選考結果となってしまっている。今回応募先が結果的に 1 者となってしまったことを踏まえ、今回は、募集の範囲、業務の内容、周知方法や募集期間等について十分に工夫検討することが望まれる。また、審査会の点数配分に関しても、「利用者サービスの向上」の配点が、「運営の基本方針」や「業務運営の理念」のそれと比較して予想以上に低いと考えられる点等があり、検討することが望まれる。

#### 1 7 いわき総合図書館施設維持管理業務について【指摘事項】

委託業務は、清掃業務、点検業務等である。このうち、点検業務に関して作業の都度、実施写真を報告書に添付して提出することが義務付けられているが、守られていないケースが散見される。委託先への指導の徹底が必要である。

#### 1 8 図書の購入について【意見】

図書の購入に対し、「地元書店の振興と大量の図書資料を一括調達する必要から、発注方法として、市内書店による共同発注方式を採用することにより、契約の性質上、競争入札が困難であるため」を理由に随意契約を締結している。また、図書納入に際し、図書のコーティング費用やバーコードの貼付作業、IC タグの挿入作業等のいわゆる装備費が発生するが、それらは図書納入費（定価）に含まれているため本体額の実質的な値引きと考えられ、随意契約としても一定のコスト削減効果は実現しているものと考えられる。但し、最近では、上記の IC タグの挿入作業等装備費の範囲が拡大し、協同組合側の負担が増大しており、随意契約の理由の一つである「地元書店の振興」

という点を鑑みれば、図書購入に際しての価格の再検討が望まれる。

#### 1 9 図書システムの情報セキュリティについて【指摘事項】

「いわき市情報セキュリティ基本方針」の項目第9によれば、情報セキュリティ対策として、5つの方針（①物理的情報セキュリティ対策、②人的情報セキュリティ対策、③技術的情報セキュリティ対策、④運用における情報セキュリティ対策、⑤緊急時における情報セキュリティ対策）を掲げているが各々に不備があった。図書館は、登録手続、貸出・返却手続、自動倉庫の本の入出庫の業務、各図書館等とのオンラインシステム等情報の大部分を図書システムに依存しており、これが阻害されれば、図書館の機能の大部分が一時的に停止すると考えられ、早急な対策が必要である。

#### 2 0 蔵書点検（棚卸）について【意見】

蔵書点検（棚卸）については、年に1回書架にある書籍を対象に実施されている。左記点検（棚卸）に関して、書庫（自動システム）にある蔵書はシステム管理されているため実施対象外とされているが、書庫（自動システム）にある蔵書数は書架にある蔵書数を超過しており、また、定期的・計画的な現物確認は重要であり、循環棚卸等により定期的に棚卸を実施することが望ましい。

#### 2 1 備品管理について【指摘事項】

現状、「備品台帳一覧表」に基づいてシステム上の管理のみを実施しており、定期的・計画的な棚卸は実施していないとのことである。適正な資産管理の観点から、定期的・計画的な棚卸の実施が必要である。また、資産を特定する備品整理票が現状、一部資産のみに貼付されているが、財務規則の規定に基づいて網羅的に実施する必要がある。

#### 2 2 負担金及び交付金の計上区分について【意見】

現状、ラトブ管理組合に支払う施設管理費及び組合運営費について、毎期、経常的に発生する経費に関わらず臨時経費分に計上されている。左記の経費も大枠としては、施設管理費内に計上されているため特段の影響はないが、毎期、経常的に発生する経費であるため、経常経費分で計上することが望まれる。なお、平成30年度当初予算から経常経費分に計上することになった。

#### 2 3 購入した図書で一定期間貸出のないものの調査について【意見】

現状、図書館では過去その年度購入した図書で、一定期間貸出のないものの調査がされていない。限られた予算の中で図書購入額も制限される以上、上記のような調査を行い、選定方針・選書にその傾向を反映させていくことが望まれる。

#### 2 4 来館者数の増加について【意見】

総合図書館の来館者数は、平成28年度の来館者数は680千人であり、震災後1年経過した平成24年度の801千人と比べて15.1%減少している。貸出数の推移により貸出数は若干増加しているので、来館による貸出より未来館による貸出に比重が移っていることもあげられるが、その他の要因も把握・分析する必要があると考える。

その一つの手段として、図書館は、平成14年いわき市総合型図書館整備基本構想・基本計画策定時に、来館者に対してアンケート調査を1回を行い、その後行っていないアンケートを実施することが上げられる。図書館は、来館しなければ享受できない多様な活動を行っている。したがって、来館者数増加に向けて、各種活動のアピールも絡めて、特に図書館の利用度が低いと考えられる層

向けにアンケートを実施しそのニーズを把握・分析した上で、今後の運営方針を検討し、来館者増加に繋げることが望まれる。

### 各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について 第3 文化振興課

#### 25 常磐市民会館と常磐公民館の一体の業務委託について【意見】

市民会館については、基本的に指定管理者制度を導入しているが、常磐市民会館については、常磐公民館と建物が一体であること等から指定管理者による業務のうち、幾つかの業務についてはいわき市が直営で対応している。しかし、指定管理者による業務委託の範囲に含めた方が経費削減となる可能性もあり検討することが望まれる。

#### 26 自家用電気工作物保守点検業務について【意見】

常磐市民会館の上記業務については現状の指定管理者業務の範囲外であるが、前払いや一括払い等により割引を受けている。現状の指定管理者業務の枠内でも前払いや一括払いをすることによる割引の可能性を検討することが望まれる。

#### 27 指定管理者から提示される収支実績について（収支実績のチェック）【指摘事項】

指定管理者からの事業報告書によれば、2,424千円の収入超過であった。その後収入超過の取扱いについて質問したところ、消費税の算定・集計を誤っていることが判明した。また、ホームページでの「指定管理者による施設管理状況評価票」の収支金額でもそのままの数値で公表されている。提出内容については、担当者が検証すべきであり誤りを是正、再提出を求め、保管する必要がある。

#### 28 指定管理者から提示される収支実績について（収支状況の作成）【意見】

現在の収支状況は、各市民会館と運営事務に区分した収入内訳となっているが、支出は一括集計されている。本来、収入が区分されているのであれば、支出も区分した収支状況で報告を求め、各市民会館の収支状況、予算との乖離状況の把握、原因分析を行うことが望まれる。

#### 29 起案書の記載不備について【指摘事項】

市内遺跡発掘調査（報告書作成）業務委託の見積結果報告兼契約締結伺に関し、決裁状況を確認した結果、決裁日の記載が漏れており、いわき市文書等管理規程に違反している。決裁に基づき、確実に執行されていることを明らかにするためにも当該日付の記載を徹底する必要がある。

#### 30 指定管理者の選定における選定委員会メンバーについて【意見】

文化振興課の所管する施設の管理運営は指定管理者制度が採られ、候補者の選定方法は非公募によっている。「いわき市指定管理者制度に関する基本方針」によれば、「非公募の場合、公募によらない理由を明確にした上で、市長の意思決定を受けるものとし、意思決定後、公募によらない理由と選定する予定としている指定管理者の候補者名を公表すること」とされており、原則として非公募による場合の選定委員会審査は不要となっている。今回の場合、候補者が市の外郭団体であり、先方の理事会理事8名中、市関係者4名が占めること等に鑑み、説明責任を果たす意味もあり、要件を加重し非公募であるが選定委員会による審査が行われたものとする。しかし、選定委員会のメンバー7名中1名のみが外部の学識経験者で、残りは市の職員である教育委員会事務局関係者であり、このようなケースにおいては、選定委員会のメンバー構成に当たり外部第三者の比率を高め

ることが望まれる。

### 3 1 指定管理者による施設管理状況評価票の収支状況について【指摘事項】

ホームページで公表されている「指定管理者による施設管理状況評価票」において、その中の「4. 使用料・利用料・経費の推移（決算額）」の収支と、先方が作成の決算実績値との間で相違が生じている。収支は、当年度の業績評価や次年度の予算設定において重要であり、いわき市教育文化事業団に適切な報告を行わせるとともに、市側も適切な数値は何かを十分確認した上で公表を行う必要がある。

## 各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について 第4 いわき市立美術館

### 3 2 所蔵品・備品の資産管理について【指摘事項】

美術館の所蔵品・備品の資産管理について検討した結果、以下の問題点があり改善が必要である。

#### ① 備品の台帳登録の漏れについて

備品の現物確認を実施した際に、現物はあるが備品台帳一覧表には登録されていないものがあった。注意して登録を行い、その結果をダブルチェックする必要がある。

#### ② 備品への資産管理帳票の貼付について

財務規則に規定されている通り、原則備品には備品番号等を記載した備品整理票を貼付することとされているが、備品整理票が貼付されていないため、備品台帳一覧表と現物の確実な紐付けができないものがあった。備品台帳と現物の紐付のため何らかの帳票を現物に貼付する必要があると考える。

#### ③ 所蔵品・備品の実地棚卸について

現状、所蔵品に関しては、常設展で展示する際、また他の美術館に貸与する際など、必要に応じて、傷等がないか保存状態確認のために現物確認を行っている。但し、備品台帳と現物の照合手続、いわゆる実地棚卸を行っていない。美術品及び備品について、台帳登録資産の実在性、滅失や廃棄の状況、保存状態等を把握する観点から定期的・計画的に実地棚卸を行うべきと考える。

### 3 3 美術館の修繕の状況について【意見】

美術館は昭和59年4月の開館より、平成28年度末で33年が経過しており、修繕に急を要すると考えられる項目が発生している。市の財政が厳しさを増す中、平成29年度の予算措置はいずれもなされていない状況である。美術品の損傷や故障等の発生は、所蔵品の資産価値や美術館運営に与える影響は大きく、財政課等と十分検討することが望まれる。

### 3 4 美術館の展示・収蔵スペース拡大と自主財源の確保について【意見】

平成29年3月末現在の所蔵品2,260点（内、購入品987点）に対し、年間通算での常設展示点数は100点強に止まっており、所蔵品回転率は低い状況である。美術館としては、市民へアピールを行い美術の普及度を上げるために年間200点程度の常設展示が望ましいと考えている。また、美術館内の収蔵スペース、特に彫刻等の収蔵庫が手狭であり、外部倉庫に保管料を支出している。このように美術館の展示・収蔵スペースの拡大が必要な状況であるが、前述の通り市の財政が厳しさを増す中で、美術館に向けられる予算も削減され、展示・収蔵スペースの拡大は困難な状況でもある。一方、所蔵品の取得価額総額は平成29年3月末現在1,820,739千円であり、取得後資産価値

は増加している状況である。以上のような状況を鑑みれば、維持コストも含めた展示・収蔵スペース拡大の設備投資のため、条例等の改正も含め多方面から検討する必要はあるが、その一部売却による自主財源確保に向け検討することが望まれる。

### 3.5 歳入増加について【意見】

有料企画展の入場者数内訳推移に記載の通り、有料企画展の入場者数のうち減免対象となっている者が過去5年で28%~49%で推移している。そのうち、高齢者（いわき市在住の65歳以上）は過去5年で15%~35%で推移している。企画展の内容によって来館者が大きく変動している状況がある一方で、企画展事業費は財源の制約を受けている状況がある。魅力的な企画展の開催を実施するためには財源の確保が必要となる状況において、現在常設展・企画展ともに無料とされている高齢者について、企画展については有料化することは財源の確保に寄与すると考えられ検討することが望まれる。

### 3.6 行政財産貸付の有償化について【意見】

現在、美術館1階に出店している飲食店は、水道光熱費は負担しているものの、賃料は無償となっている。飲食店の設置を来館者向けのサービスの一環として位置付けて、無償とすることも考えられるが、美術館の来館者以外が飲食店に入店することも可能であり、また美術館の財源とするため、今後有償化することの検討が望まれる。

### 3.7 来館者数増加について【意見】

来館者増加に向け以下の検討を行うことが望まれる。

#### ① 児童向け企画展の開催

平成28年度において児童向け企画展を開催しなかったことにより入場者数が大きく減少したことや、美術の普及に努めるといふ基本方針を鑑みると、若い世代の来館を促すことは、美術の関心を高めることにつながると考えられるとともに、父兄の来館動機の増加にもつながり、来館者増加の効果が大きいものと考えられる。そのため、夏休みなど児童の来館が見込まれる時期に、児童向け企画展を定期的に開催することが望ましいと考える。

#### ② 学校向け対応について

現在、美術館は各小中学校に働きかけて、来館してもらう活動を行っている。しかし、来館した学校をリスト化した上で、未来館の学校を峻別し、そこにターゲットを絞って積極的な働きかけを行うことはしていない。したがって、リストを整備した上で目標の学校を設定し、教育委員会等を通して各学校に働きかけてもらうことも来館者増加に繋がるものとする。

#### ③ その他来館者増加策について

現在、一般市民向けのアンケート調査は行われてはいない。来館者増加に向けて、各種活動のアピールも絡めて、特に美術館の利用度が低いと考えられる層を中心として、アンケートを実施しそのニーズを把握した上で、今後の運営方針を検討し、来館者増加に繋げることが望まれる。

## 各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について 第5 いわき芸術文化交流館（アリオス）

### 3.8 業務委託契約について【意見】

「いわき芸術文化交流館WEBサイト運用管理業務委託」については、その随意契約締結の理由

として「開発元業者である」ことを掲げているが、当初の開発契約自体が随意契約によって締結されており、その理由は外部者にとってわかりにくく、次回も随意契約とされる場合は当初の理由も補完する形で記載することが望まれる。また、「いわき芸術文化交流館舞台運営サポート業務委託」については、設立当初から平成 25 年度まで、他に対応できる業者がないことを理由に、当該業者との随意契約により業務委託を継続してきたが、技術スタッフのレベル不足等を背景に、平成 26 年度より公募型プロポーザル方式を導入し公募してみると、他に 1 者が公募し、審査の結果、従前の業者とは異なる業者が初めて受託業者として選定されている。随意契約を行う際には慎重を期し、また、可能な限り競争入札、プロポーザル方式を導入し、委託業務の品質を確保することが望まれる。

### 3 9 備品の管理について【指摘事項】

備品の管理について検討した結果、以下の問題点があった。

#### ① 棚卸の実施状況について

多数の備品を所有しているが、舞台音響備品については棚卸を実施しておらず、その他の備品の棚卸についても、独自の方法によっている、棚卸の結果が保管されていない、また棚卸の結果に関し担当者以外の確認を得ていないとの回答であった。棚卸に関する規程あるいはマニュアルの整備、定期的・計画的な棚卸の実施、管理者が棚卸の結果報告を受ける体制を整備する必要がある。

#### ② 備品の整理について

備品の整理については、財務規則において、物品管理者は、備品台帳の整備、備品整理票の貼付、又はペイント書により管理しなければならないことになっている。現物確認を行った際に、アリオス独自の管理によるシールが貼付されている物品はあるものの、その全てが対応されていない。また、規定された資産管理帳票による管理方法になっていない等があり、マニュアル整備を行い対応することも必要である。

### 4 0 嘱託職員人件費の特別調整について【意見】

アリオスは、劇場運営、舞台芸術に関しては、特殊かつ高度な技術を要することから、各分野において専門的かつ高度な知識・経験を有する優れた専門スタッフを、全国から招聘・募集し、嘱託職員として雇用している。平成 23 年度市の給与削減の方針の中で賃金改定がされたが、管理職の嘱託職員に対しては減額相当の特別調整が平成 24 年 4 月 1 日から 3 年間の時限付で手当された。そして、3 年間が経過した平成 27 年度再び改定があったが、この時は減額のあった嘱託職員全員に対して減額相当の特別調整が手当された。この改定にあたっては市の決裁を受けているが、以下のような点も見受けられ、今回は特別調整の継続も含め検討の余地があると考えられる。

① 平成 23 年度の特別調整は時限付の暫定的なものであったと考えられるが、平成 27 年度も市の決裁があるとは言え継続している。

② 管理職以外の職員の調整分は、賃金台帳上の賃金月額に含められており、給料表に一致していない。

③ 下記の今回の「いわき芸術文化交流館」の事業運営に係る嘱託職員の雇用等に関する取扱い方針によれば、特別調整額とは役職手当のみを指しており、今回の減額相当額の特別調整額の扱いは、管理職以外の職員も含め明示されていない（平成 23 年時は管理職嘱託職員の特別調整に関しその取扱いが明示されていた）。

#### 4 1 嘱託職員の給与体系について【意見】

アリオスについては、劇場運営及び舞台芸術に関し、各分野において専門スタッフを嘱託職員として雇用しているが、嘱託職員と言え市の職員に準じ、市の給与改定の影響を受ける状況である。一方、給与減額のため人材流出防止のために、今後も継続して特別調整により対応していくことも考えられる。しかし、専門スタッフである嘱託職員に対しては、アリオスでの経験・実績に基づいた独自の評価基準とそれによる給与テーブルを定め、その評価基準に基づき賃金が支払われることの方が明瞭であり検討することが望まれる。

#### 4 2 外部評価機関による事業運営評価調査報告書について【指摘事項】

平成 20 年よりその年の事業運営の評価を行うことを目的として、外部評価機関との間で事業運営評価調査実施業務委託を毎年締結している。調査報告書を閲覧したところ、製本版は平成 25 年度までのものしかなく、その後の調査報告書に関しては、内容的には完成しているものと考えられるが製本版が入手されていない。製本された報告書が成果品であり、それを確認した上支払いが行われるのが筋であり、その徹底が必要である。また、調査報告書はアリオス内では回覧され活用されているが、所管課である文化スポーツ室には回覧されておらず、回覧が行われ情報共有される必要がある。

#### 4 3 いわき芸術文化交流館アドバイザーの設置について【指摘事項】

いわき市いわき芸術文化交流館条例第 18 条によれば、アドバイザーの設置が義務付けられているが、現在まで置かれていない。外部評価機関の事業運営評価調査報告書において、一定の外部評価は行われていると言えるかもしれないが、条例で想定しているアドバイザーの役割は、市の外部識者によるさらに幅広い議論を行い、必要に応じて館長へ諮問を行うことを想定しているものと考ええる。早急な対応が必要と考える。

#### 4 4 行政財産の貸付の有償化について【意見】

現在、アリオスの 1 階に出店している物販店及び飲食店に対しては、水道光熱費は負担しているものの、賃料は無償となっている。アリオスの来館者以外が入店することも可能であり、またアリオスの財源確保のため、今後有償化することの検討が望まれる。

#### 4 5 アウトリーチ活動の対象範囲拡大について【意見】

各分野のアーティストが市内の小中学校に出向き、生の芸術を提供することにより、児童・生徒の感受性や創造性などを育むとともに、芸術文化への関心を高めることを目的としてアウトリーチ活動を行っている。しかし、小中学校以外では活動は、久之浜地区での落語会の開催等若干開催されている程度である。今後は、高齢者等来館できない人がいる施設等、アリオスの周知活動も兼ね対象を拡大することが望まれる。

### 各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について 第 6 スポーツ振興課

#### 4 6 スポーツ振興課における補助金の取扱いについて【指摘事項】

いわきサンシャインマラソン補助金及びサイクルフェスティバル補助金については、平成 28 年度の対象事業において、それぞれ 1,280 千円、252 千円が残金として翌年度に繰り越すこととされている。これらの対象事業は補助金のほかに大会参加料等の収入があり、また、補助対象経費が補

助金要綱等で明確に定められていないことから、当該残金を補助金の返還として受け入れるべきか否かが不明確となっている。補助金の適正な執行を促すためにも、個別の交付要綱の制定が必要とされ、補助対象経費等を明確にしたうえで、補助金対象経費に変更がある場合には、補助対象事業計画の変更等を受けて、補助金の返還を受けることが必要であると考えられる。

#### 4.7 スポーツ振興課における決裁文書の記載等について【指摘事項】

スポーツ振興課における決裁文書に決裁日付の記載がないものが散見され、いわき市文書等管理規程に違反している。決裁に基づき、確実に執行されていることを明らかにするためにも当該日付の記載を徹底する必要がある。

#### 4.8 U-15 野球ワールドカップ国内実行委員会負担金に係る覚書締結の起案書について【指摘事項】

U-15 野球ワールドカップ国内実行委員会負担金は、いわき市から日本野球連盟に直接支払われているものであり、その支払事務にあたっては、市における予算措置や日本野球連盟からの請求に基づくいわき市職務権限規程に定める決裁区分に則った支出負担行為兼支出命令を行い、適正に執行されているところであるが、別途日本野球連盟の要請による、支払期日を定めた覚書の締結に係る起案書についても、いわき市様式で作成し、いわき市職務権限規程に基づく決裁区分とすべきところを、開催支援委員会様式で作成し、開催支援委員会事務局課長決裁として処理されている。適切な決裁手続の実施が必要である。

#### 4.9 指定管理者選定における公募について【意見】

各施設の直近の指定管理者選定時の応募者数が、1 団体から 2 団体と低調である。指定管理者は選定委員会の審査を経て選定されており、求められるサービス水準を行える団体であると考えられるが、平成 29 年度のスポーツ推進審議会の会議録では、審議会委員より「指定管理者は、指定管理料の範囲内で業務を行っており、体育館の魅力を高める工夫が足りないように思われる。」との発言もなされている状況でもある。今後、さらにその目的を達成できるより水準の高い団体が応募してくるよう募集の範囲、業務の内容、周知方法や募集期間等について十分工夫検討することが望まれる。

#### 5.0 「いわき市スポーツ推進基本計画」における施策の達成度を測る指標について【意見】

「いわき市スポーツ推進基本計画」に記載の通り、市は基本目標・基本方針を定め、施策の展開を図る上で、達成度を測る指標を設定している。特に以下の点については検討が必要と考える。

##### ① 生涯スポーツの推進の指標（スポーツ実施率）

市は、スポーツ実施率に関して平成 31 年度に行われる県の調査を活用し、その結果を次回計画に反映させるものとし現状把握していない。しかし、市の基本計画は平成 26 年度から平成 32 年までの 7 年間と長期にわたり、市民の高齢化が進展する中においては、市としても実態調査を行った上でその後の施策展開、指標値達成に努めることが望まれる。

##### ② 生涯スポーツの推進の指標（総合型地域スポーツクラブ数）

スポーツ実施率を高める一つの施策として、総合型地域スポーツクラブの育成支援を掲げ、平成 25 年度 6 箇所から平成 32 年度の計画終了時まで 9 箇所とすることを目標としているが、現在まで増加していない。今後は地区体育協会等とも連携しながら、より積極的な活動を行うことが望まれる。

##### ③ スポーツ交流の推進の指標

各種スポーツ大会等の開催や、スポーツ交流の推進の施策が採られ、達成度を測る指標としてスポーツ・コミッション等による合宿誘致団体数を平成 24 年度の 10 団体から平成 32 年度の計画終了時までには 100 団体以上にすることを目標としているが、現在 24 団体にとどまっている。市の認識は現状達成困難とのことであるが、今後は、現状から見て実現可能な数値を設定した上でその後の施策展開、指標値達成に努めることが望まれる。

#### 5 1 市民運動場使用における使用料徴収について【意見】

スポーツ振興課の所管する施設として 38 施設あり、大部分の施設ではその使用に関し使用料を徴収しているが、各地区の市民運動場に関しては夜間照明設備使用料を除いては徴収されていない。市の財政が厳しい中、使用料徴収の検討が望まれる。

### Ⅲ 監査の結果に関する報告に添えて提出する意見

#### 1 減免制度、受益者負担及び自主財源の確保について

今回対象とした生涯学習、文化芸術及びスポーツ振興の施策に関する事業において、生涯教育・社会教育の見地から広く減免制度が採られ、また受益者負担も抑えられる傾向があり、事業の収支に関しては赤字であることが多い。しかし、「基本計画及び実施計画」での「第3章 計画を推進するために」でも記されている通り、今後の財政状況の制約から、減免制度や受益者負担のあり方などの検討によりその範囲の見直しや、また自主財源の確保を行う必要があるものとする。

#### 2 公共施設等総合管理計画に基づく今後の個別計画策定について

平成29年2月、市は平成29年度から平成42年度までの公共施設等総合管理計画を策定し、今後はそれに基づき各部署で個別計画を策定し実行していくことになる。管理計画の中では、今後の人口動向や財政状況の制約から、取組の方向性として、公共施設等の総量適正化、維持管理コスト縮減や施設更新の順位付け等があげられている。今回対象とした関連する施設でも、稼働率が低い施設や建築年数が経過している施設等が見られるが、生涯教育・社会教育の見地、またその地域性や役割等とも比較衡量した上で、個別計画を策定していくことが望まれる。